

香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程及び香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和元年9月13日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第2号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程及び香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程
(香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置使用材料)</p> <p>第4条 条例第7条第1項の規定により企業長が別に定めるところにより指定する者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が給水装置の設計又は工事を施行する場合には、企業長は、同条第2項の設計審査又は工事検査を行うに当たり、当該工事に係る給水装置用材料(以下「材料」という。)が水道法施行令(昭和32年政令第336号) <u>第6条</u>の基準に適合していることの証明を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 製品が水道法施行令<u>第6条</u>の基準に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの</p> <p>(3) 製造業者又は販売業者が自らの責任において、当該製品の<u>水道法施行令第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準への適合性を証明したもの</p> <p>4～6 略</p>	<p>(給水装置使用材料)</p> <p>第4条 条例第7条第1項の規定により企業長が別に定めるところにより指定する者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が給水装置の設計又は工事を施行する場合には、企業長は、同条第2項の設計審査又は工事検査を行うに当たり、当該工事に係る給水装置用材料(以下「材料」という。)が水道法施行令(昭和32年政令第336号) <u>以下「施行令」という。</u> <u>第5条</u>の基準に適合していることの証明を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 製品が<u>施行令第5条</u>の基準に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの</p> <p>(3) 製造業者又は販売業者が自らの責任において、当該製品の<u>施行令第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準への適合性を証明したものの</p> <p>4～6 略</p>

(香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の基準) 第3条 略</p> <p><u>(指定の更新)</u> 第3条の2 <u>第2条第1項に規定する指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</u></p> <p><u>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</u></p> <p><u>4 前2条の規定は、第1項に規定する更新について準用する。</u></p> <p>(指定工事業者証の交付等) 第4条 企業長は、<u>第2条第1項に規定する指定又は前条第1項に規定する更新を行ったときは、速やかに、指定工事業者に指定給水装置工事業者証（別記様式。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。</u></p> <p>2 指定工事業者は、<u>前条第1項の規定により指定の効力を失ったとき、給水装置工事の事業の廃止を届け出たとき、又は第14条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を企業長に返納するものとする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(事業の運営に関する基準) 第6条 略</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 略 ア 水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。 イ 略</p>	<p>(指定の基準) 第3条 略</p> <p>(指定工事業者証の交付等) 第4条 企業長は、第2条第1項に規定する指定を行ったときは、速やかに、指定工事業者に指定給水装置工事業者証（別記様式。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。</p> <p>2 指定工事業者は、給水装置工事の事業の廃止を届け出たとき、又は第14条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を企業長に返納するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(事業の運営に関する基準) 第6条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 次に掲げる行為を行わないこと。 ア 水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。 イ 略</p>

(6) 略

(指定の取消し)

第14条 略

(1) 略

(2) 第3条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

(3)・(4) 略

(5) 第8条の規定に違反したとき。

(6)～(8) 略

(指定等の公示)

第16条 略

(1) 第2条第1項に規定する指定をしたとき。

(2) 第3条の2第1項に規定する更新をしたとき、又は同項の規定により指定の効力を失ったとき。

(3)～(5) 略

(6) 略

(指定の取消し)

第14条 企業長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項に規定する指定を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第3条各号に適合しなくなったとき。

(3)・(4) 略

(5) 第8条各項の規定に違反したとき。

(6)～(8) 略

(指定等の公示)

第16条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公示するものとする。

(1) 第2条第1項の規定により指定工事業者を指定したとき。

(2)～(4) 略

別記様式（第4条関係）

指定番号 第 号

指定給水装置工事事業者証

住 所
氏名又は名称
(法人にあつては、代表者の氏名)

指定の日 年 月 日
有効期限 年 月 日

香川県広域水道企業団水道事業給水条例に規定する
指定給水装置工事事業者であることを証します。

年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 印

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第2条第1項に規定する指定を受けている同規程第1条の指定工事業者のこの規程の施行の日後の最初の第2条の規定による改正後の同規程（以下「新規程」という。）第3条の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは「令和6年9月29日まで」と、新規程第4条第2項中「前条第1項」とあるのは「前条第1項に規定する更新を受けたとき、同項」と、「ときは、」とあるのは「ときは、令和元年10月1日前に交付を受けた」とする。